

<サービス利用料金>

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での標準的ご利用料金の一例です。

①訪問介護サービス

身体 介護	サービスに要する時間		30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間半未満
	1. サービス利用料金		2,750円	4,360円	6,370円
	2. サービス利用に係る自己負担額	1割負担	275円	436円	637円
		2割負担	550円	872円	1,274円
		3割負担	825円	1,308円	1,911円
	3. 集合住宅減算に係る自己負担額	1割負担	248円	392円	573円
		2割負担	496円	784円	1,146円
		3割負担	744円	1,176円	1,719円
	生活 援助	サービスに要する時間		20分未満	20分以上45分未満
1. サービス利用料金			2,010円	2,480円	
2. サービス利用に係る自己負担額		1割負担		201円	248円
		2割負担		402円	496円
		3割負担		603円	744円
3. 集合住宅減算に係る自己負担額		1割負担		181円	223円
		2割負担		362円	446円
		3割負担		543円	669円
身体 介護 + 生活 援助		サービスに要する時間		身体30分 生活20分以上	身体30分 生活45分未満
	1. サービス利用料金		3,490円	4,220円	5,090円
	2. サービス利用に係る自己負担額	1割負担	349円	422円	509円
		2割負担	698円	844円	1,018円
		3割負担	1,047円	1,266円	1,527円
	3. 集合住宅減算に係る自己負担額	1割負担	314円	380円	458円
		2割負担	628円	760円	916円
		3割負担	942円	1,140円	1,374円
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		1割負担	利用料金の13.7%の1割負担額	
2割負担			利用料金の13.7%の2割負担額		
3割負担			利用料金の13.7%の3割負担額		
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		1割負担	利用料金の6.3%の1割負担額		
		2割負担	利用料金の6.3%の2割負担額		
		3割負担	利用料金の6.3%の3割負担額		

☆当事業所は、国の定める基準によるサービスの質の高い事業所に該当し、特定事業所加算（Ⅱ）を算定しています。（所定単位数の100分の10の単位数を加算）上記の表には含まれています

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間（午後6時から午後7時まで）：25%
- ・早朝（午前7時から午前8時まで）：25%

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

※2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

②第1号訪問事業サービス

総合事業 (第1号訪問事業)	対象者	利用回数	月額サービス利用料金	集合住宅減算に係る月額サービス利用料金	負担割合	月額定額制料金 (自己負担額)	集合住宅減算に係る月額定額制料金 (自己負担額)
	事業対象者・要支援1	週1回利用		11,760円	10,580円	1割負担	1,176円
2割負担						2,352円	2,116円
3割負担						3,528円	3,174円
週2回利用			23,490円	21,140円	1割負担	2,349円	2,114円
					2割負担	4,698円	4,228円
					3割負担	7,044円	6,342円
事業対象者・要支援2	週1回利用		11,760円	10,580円	1割負担	1,176円	1,058円
					2割負担	2,352円	2,116円
					3割負担	3,528円	3,174円
	週2回利用		23,490円	21,140円	1割負担	2,349円	2,114円
					2割負担	4,698円	4,228円
					3割負担	7,044円	6,342円
	週3回以上		37,270円	33,540円	1割負担	3,727円	3,354円
					2割負担	7,454円	6,708円
					3割負担	11,181円	10,062円
介護職員処遇改善加算(I)			利用料金の13.7%の額 ①	利用料金の13.7%の額 ②	1割負担	①の1割負担額	②の1割負担額
					2割負担	①の2割負担額	②の2割負担額
					3割負担	①の3割負担額	②の3割負担額
介護職員等特定処遇改善加算(I)			利用料金の6.3%の額 ③	利用料金の6.3%の額 ④	1割負担	③の1割負担額	④の1割負担額
					2割負担	③の2割負担額	④の2割負担額
					3割負担	③の3割負担額	④の3割負担額

☆第1号訪問事業サービスは、月額定額制となります。月のうち1回でもご利用されますと上記月額料金をお支払いただきます。

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。第1号訪問事業サービスにおける「サービスに要する時間」は、当事業所は利用1回当り概ね1時間程度とさせていただきます。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

### ③訪問介護・第1号訪問事業共通サービス

☆下記加算項目に該当する場合は上記利用料金に下記が加算されます。

	加算項目	料金(1割負担)	料金(2割負担)	料金(3割負担)
・訪問介護 ・第1号訪問事業	初回加算	1回 200円	1回 400円	1回 600円
	緊急時訪問介護加算	1回 100円	1回 200円	1回 300円

☆初回加算：新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算されます。

☆緊急時訪問介護加算：利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又は、その他の訪問介護員等が居宅サービス計画のない訪問介護（身体介護）を行った場合に加算されます。

☆新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せされます。